

一人ひとりが輝くまち ⑧

2003~2012
国連識字の10年

みえての人々に教育を

住みやすい環境づくりと人権

身近なごみ問題について考えてみましょう

三原市では平成18年度 環境汚染の原因にもなります。

から、家庭系ごみをゴミステーションに出す場合、もやすごみ・もやさな

いごみ・大型ごみ・資源化ごみ3区分の4種類6分別を市民の皆さんにお願いしています。

昨年度は、バイク、自転車、イヤ、家電製品、雑誌、ペットボトル、空き缶・ビンなどの不法投棄に関する苦情が67件、雑誌、ダンボール、ビニール袋、木くずなどの野外焼却の苦情が37件寄せられました。

不法投棄をされた土地の所有者・管理者は、ごみの撤去に多くの費用がかかります。野外焼却によるばい煙や悪臭で、付近に住んでいる人たちは迷惑を被ります。さらに、野外焼却は有害なダイオキシンを発生させ、

環境汚染の原因にもなります。他人がどんなに迷惑しようとして、自分さえよければいいという意識が広がると、人の痛みがわからない、人権を軽んじる社会になりかねません。私たちが家庭から出すごみについて、他人に迷惑をかけないように配慮し、ルールに基づいて適正に処理することは、お互いに良好な環境の中で生活する権利を尊重することに繋がります。

小さなことからかもしれません。一人ひとりができることの積み重ねが大切です。他人の立場になって、不法投棄や野外焼却をやめ、ルールにのっとりごみ処理をすることを第一歩として、すべての人が住みやすい環境づくりを目指しましょう。(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(小学1年生の作品)

みんなとなかよし たのしいな



31 消費生活相談

安い物干し竿を 購入するつもりが…

《相談内容》

「2本で1,000円」という呼び声に誘われ、物干し竿の移動販売のトラックを呼び止めた。その業者は「安い竿はすぐさびるからステンレス製の竿がいい」といきなり竿を切り始めた。

値段を聞くと2万円だと言われ驚いたが、切ってもらった以上は悪いと思い購入した。数日後、ホームセンターで同様の竿が数千円で売られていた。納得できないので解約したい。

《アドバイス》

移動販売には、悪質な業者もあり「2本で1,000円」と誘って置いて、別の高額な竿やセットで物干し台を売りつけたたり、いきなり竿を切って長さを調節し、値段を聞く間も与えず高額な値段で売り

つけたりする例があります。高いので断ると「呼び止めておいて買わないのか」と威圧する業者もいます。

業者を呼び止め購入した場合、訪問販売にはあたらす、クーリング・オフは適用されません。ただし、価格を間違えて購入したと、錯誤による無効を主張できる場合がありますので、相談窓口まで問い合わせてください。

購入する際は、慎重に業者を選ぶとともに、高額な価格を提示された場合は、きっぱり断ってください。また、後々のトラブルに備えて業者名や連絡先を聞いておきましょう。車のナンバーを控えるのも有効です。

消費生活相談室

☎0848676410

とき 23日(金)を除く
月々金曜日10時~
12時、13時~16時
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談

2日(金)14時~16時
久井保健福祉センター
30日(金)10時~12時
大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課
☎0848676072 FAX 0848641003